

鳥取県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸 53-2	グループホーム西園	東伯郡北栄町西園 1142	平成23年4月1日